

## 東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。聞こえる人たちにとっての音声言語と同様に、ろう者にとっての手話は、他者との関係を構築し、知識や情報を得るための手段として用いられ、そのために手話は、ろう者にとって生きるために必要不可欠なものとなっている。

しかし、かつてろう学校において手話の使用が事実上禁止されていたこともあり、ろう者が手話を使用することができる社会的環境が十分に整えられてこなかった。このことから、多くのろう者は、他者との関係を構築することも必要な知識や情報を得ることもできず、ろう者に対する偏見や差別もあり、多くの不便や不安を感じながら抑圧され、孤立した生活を送ってきた。

こうした中、平成18年に国際連合の総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語であることが世界共通の認識となるに至った。我が国においては、平成23年に障害者基本法が改正され、同法において手話は言語として位置づけられ、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

本市においては、昭和49年から手話通訳員を各福祉事務所に配置し、昭和58年から手話通訳者登録派遣制度を設けるなど、大阪府内の他市に先駆けて手話に関する施策を行ってきた。しかし、手話が日常の様々な場面で普及し、ろう者が不便や不安を感じることなく安心して暮らすことのできる社会の実現には至っていない。

このような状況に鑑み、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及についての施策を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話で人と人とがつながり、全ての者が互いに支え合い、及び尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を日常的にコミュニケーションの手段として用い、又は用いようとする聴覚に障害のある者をいう。

2 この条例において「市民」とは、本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

3 この条例において「事業者」とは、本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が互いに人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

2 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に当たっては、ろう者の手話によるコミュニケーションを図る権利が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及を行うため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用し、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、ろう者が働きやすい環境の整備について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定し、毎年度、これを公表するものとする。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報の提供に関する事項
- (3) 手話によるコミュニケーションの支援に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、手話に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、推進方針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する東大阪市手話施策推進方針協議会の意見を聴かななければならない。

(公共施設等に対する啓発)

第8条 市は、公共施設、病院、福祉施設その他これらに類する施設に対し、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

(学校等における理解の増進等)

第9条 市は、学校その他これに類する施設において、手話に親しむための取組により、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(協議会の設置)

第11条 本市に、市長の附属機関として、東大阪市手話施策推進方針協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、推進方針の策定及び変更に当たって、必要な事項を審議する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表自立支援協議会委員の項の次に次のように加える。

手話施策推進方針協議会委員	日額	8,000円
---------------	----	--------